

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|-------------------------------|--|------------------------|---|
| 別表第2 | | 別表第2 | |
| 道 路 名 | 区 間 | 道 路 名 | 区 間 |
| (略) | | (略) | |
| 一般国道 403号 | 新潟市江南区泥瀉字上西41番3から新潟市秋葉区古田字裏田郷1169番1まで | 一般国道 403号 | 新潟市秋葉区北上字長沼873番から新潟市秋葉区古田字裏田郷1169番1まで |
| 一般国道 404号 | (略) | 一般国道 404号 | (略) |
| 一般国道 404号 | 長岡市新産4丁目3番7から長岡市大字日越字原784番3まで | | |
| 一般国道 404号 | 長岡市大宮町字太田241番1から長岡市新産3丁目1番8まで | 一般国道 404号 | 長岡市大宮町字太田241番1から長岡市西津町字前島2632番まで |
| (略) | | (略) | |
| 主要地方道 新潟中央環 状線 | 新潟市南区上塩俵1254番4から新潟市南区北田中字宮下497番39まで | 主要地方道 新潟中央環 状線 | 新潟市南区上塩俵1254番4から新潟市南区北田中780番25まで |
| (略) | | (略) | |
| 主要地方道 長岡西山線 | 長岡市大字日越字原1197番1から長岡市大字日越字原784番3まで | 主要地方道 長岡西山線 | 長岡市大字日越字原1197番1から長岡市新産4丁目3番7まで |
| (略) | | (略) | |
| 主要地方道 上越高田イ ンター線 | (略) | 主要地方道 上越高田イ ンター線 | (略) |
| 主要地方道 長岡インタ ー線 | 長岡市南七日町89番3から長岡市新産1丁目1番8まで、長岡市南七日町89番1から長岡市石動南町8番1まで及び長岡市石動南町50番8から長岡市石動南町8番8まで | | |
| (略) | | (略) | |
| 市道上新田 市野坪線 | (略) | 市道上新田 市野坪線 | (略) |
| (略) | | 市道エンジ ュ通線 | 新潟市南区北田中780番17から新潟市南区北田中780番11まで |
| (略) | | (略) | |
| 市道白根2 -352号線 | 新潟市南区北田中字堀留801番7から新潟市南区北田中字堀留801 | 市道白根2 -352号線 | 新潟市南区北田中字堀留801番7から新潟市南区北田中字堀留801 |

| | | | |
|-----------------|---|-----------------|---|
| | 番9まで | | 番9まで |
| 市道白根2 -353号線 | 新潟市南区北田中字堀留780番7 から新潟市南区北田中字堀留780 番11まで | | |
| 市道白根2 -354号線 | 新潟市南区北田中字堀留780番14 から新潟市南区北田中780-29ま で | 市道白根2 -354号線 | 新潟市南区北田中字堀留780番14 から新潟市南区北田中780-29ま で |
| 市道白根2 -356号線 | 新潟市南区北田中字堀留780番16 から新潟市南区北田中字堀留801 番9まで | 市道白根2 -356号線 | 新潟市南区北田中字堀留780番16 から新潟市南区北田中字堀留801 番9まで |
| 市道白根2 -371号線 | (略) | 市道白根2 -371号線 | (略) |
| 市道白根2 -399号線 | 新潟市南区北田中字宮下497番12 から新潟市南区西笠巻新田字袖破 2567番まで | | |
| 市道白根2 -400号線 | 新潟市南区北田中字宮下497番15 から新潟市南区北田中字宮下497 番19まで | | |
| 市道白根2 -401号線 | 新潟市南区北田中字宮下497番9 から新潟市南区北田中字宮下497 番15まで | | |
| (略) | | (略) | |

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。